

# 知財情報局

## 2月号

### ファイル共有ソフトWinny開発者、無罪確定。最高裁も著作権侵害幫助を認めず

ファイル共有ソフト「Winny」を開発・公開し、それを入手した利用者のゲームソフトなどの違法配信による著作権法違反の犯行を助けたとして、元東大助手の金子勇さんが、著作権法違反(公衆送信権侵害)幫助で提訴されていた訴訟の上告審で、最高裁第三小法廷(岡部喜代子裁判長)は12月19日、「多くの者が著作権侵害に利用する蓋然性が高いと認識していたとは認められず、幫助罪には当たらない」として、検察側の上告を棄却する決定を下し、逆転無罪となった大阪高裁判決が確定した。(※)

(※)の続き

この訴訟は、適法な用途にも、違法な用途にも利用できる価値中立的なソフトの開発者が、ソフト利用者による違法行為の責任を問われるのかという問題の、初めての訴訟として注目されていた。

同小法廷は、「著作権侵害に使われる一般的可能性があったというだけでは、幫助には当たらない」と指摘。ソフト開発に過度の萎縮効果を生じさせないためにも、「ソフトを利用した具体的な著作権侵害を認識、認容しながら公開・提供し、実際に著作権侵害が行われた場合や、ソフトの性質、利用状況、提供方法などから例外的とはいえない範囲の者が著作権侵害に利用する蓋然性が高く、それを認識、認容しながらソフトを公開・提供し、実際に著作権侵害が行われた場合」に限って幫助罪が成立する、との判断基準を提示。その上で、「金子被告はWinnyが著作権侵害に使われることを認識していたが、多くの利用者が悪用する蓋然性が高いと認識していたとまではいえない」、「著作権侵害に利用しないよう警告もしていた」として、幫助罪には当たらないと結論づけ、検察側の上告を棄却した。

この訴訟では、一審の京都地裁は2006年12月、「著作権侵害の可能性を十分認識しながら提供を続けていた」として、罰金150万円(求刑懲役1年)の有罪判決を下したが、弁護側、検察側双方が控訴。二審の大阪高裁は2009年10月、「著作権侵害の可能性は認めていたが、著作権侵害を助めて提供していたとは認められない」として、幫助罪には当たらないと判断。一審判決を破棄して無罪判決を下し、検察側が最高裁に上告していた。

平成21(あ)1900 著作権法違反幫助被告事件

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20111221102925.pdf>

### 東野圭吾さんら作家・漫画家7名、 「自炊」代行業者2社を著作権侵害で提訴

書籍や漫画をスキャナーで読み、私的に電子書籍化する「自炊」の代行は、著作権法で認められている私的複製には当たらないとして、東野圭吾さんら7人の作家、漫画家は12月20日、自炊代行業者2社に対し、自著の自炊行為の差止めを求める訴訟を東京地裁に提起した。なお、損害賠償は求めている。

原告は、作家の東野圭吾さん、浅田次郎さん、大沢在昌さん、林真理子さん、漫画家の弘兼憲史さん、永井豪さん、漫画原作者の武論尊さんの7人で、被告は、「愛宕」(川崎市)、「スキャン×BANK」(東京都)の代行業者2社。

自炊は個人で行うならば、私的使用のための複製として著作権法で認められている。しかし、東野さんらは、代行業者がユーザーの依頼でスキャンを代行することは、複製者と使用者が異なり私的複製とは言えず、著作権法上の複製権侵害に当たるとして主張している。

自炊代行に関しては、2011年9月、今回の原告7人を含む122人の作家、漫画家と出版社7社が連名で、「自分たちは複製許諾をしていない」としたうえで代行業者約100社に質問状を送付。その後、87社に届いて43社から回答があり、回答のあった事業者の大半は「今後、無許諾での自炊代行は行わない」と回答したのに対し、2社が今後も継続の意思を回答したと発表されている。このため、今回、その2社を提訴したとしている。

### デジタル放送専用録画機は私的録画補償金対象外 知財高裁でも東芝勝訴

(社)私的録画補償金管理協会(SARVH)が、東芝に対して、デジタル放送専用DVD録画機に関する私的録画補償金の支払いを求めた訴訟の

控訴審で、知財高裁は12月22日、請求を棄却した一審の東京地裁判決を支持、原告側控訴を棄却した。なお、一審は、機器は補償金対象(特定機器)だが、メーカーの徴収協力義務には法的拘束力なしとして請求を棄却したが、二審の知財高裁は、デジタル放送専用録画機は特定機器ではないとして請求を棄却。東芝の完全な勝訴となった。

私的録音録画補償金制度は、デジタル方式の私的録音・録画に対して一定の割合で補償金を徴収し著作権権利者への還元する制度で、支払者は消費者だが、メーカーが協力して機器に補償金を上乗せして販売し徴収。録画補償金はメーカー側からSARVHに支払われる仕組み。

しかし、メーカー側は、無料デジタル放送には著作権保護技術(ダビング10)でコピーコントロールがあり、デジタル放送専用録画機は特定機器とすべきでないとして主張。デジタル放送専用でも特定機器とする権利者団体などと議論が続き、2009年5月のBDレコーダーを補償金対象に加える著作権法施行令改正の施行通知でも、「…、関係者の意見の相違が顕在化する場合には、その取扱について検討し、政令の見直しを含む必要な措置を適切に講ずる」となっていた。

このような経緯から、東芝を含むメーカー側は「デジタル放送専用録画機は特定機器か明確でなく、消費者から補償金を徴収できない」として、販売時に補償金を上乗せせずに販売。SARVHは2009年11月、期限までに補償金の納付が無かったとして、2009年2月から最初にデジタル放送専用録画機を販売していた東芝に、約1億4700万円の損害賠償を求め提訴していた。

2010年12月の東京地裁判決は、「デジタル放送専用録画機も特定機器だが、メーカーの徴収協力義務には法的な拘束力はない」として、SARVHの請求を棄却、SARVHが知財高裁に提訴していた。

しかし、知財高裁の塩月秀平裁判長は、DVD録画機を対象に加えた著作権法施行令1条2項3号に、「アナログデジタル変換が行われた映像」とあるのは、3号追加時(2000年)の状況から、録画源はアナログテレビ放送が前提で、「デジタル放送録画は念頭になく対象外」と判断。アナログチューナー非搭載のデジタル放送専用録画機は特定機器に当たらないとし、SARVHの請求を棄却した。

【参考】平成23(ネ)10008 損害賠償請求控訴事件 著作権 民事訴訟  
<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20111226130724.pdf>

### 国会図書館、歴史的音源の公立図書館への配信試行開始

国立国会図書館は1月4日、歴史的音源アーカイブ推進協議会(HiRAC)がデジタル化した1900年初頭から1950年前後に国内製造されたSP盤等の「歴史的音源」の公立図書館への配信試行を開始すると発表した。

「歴史的音源」のうち、著作権、著作隣接権の保護期間満了が確認できた一部の音源は、すでにインターネットで公開されているが、それ以外は、これまで国立国会図書館の施設内でのみ利用可能だった。それが今後は、配信試行に参加する公立図書館でも同様に利用可能となり、1月4日に山梨と岡山の県立図書館、1月5日に東京都立の中央図書館と多摩図書館、高知県立図書館で、その後、2月上旬までに、京都市立右京中央図書館、京都府立図書館、文京区立真砂中央図書館、北海道立図書館、県立長野図書館、川越市立図書館、徳島県立図書館で利用可能になり、他に17館とも配信に向けた調整を実施中としている。

提供される音源は、落語、長唄、管弦楽、歌劇、浄瑠璃、歌謡曲、講演、ジャズなどで、今回、追加された5195件を含め計2万6074件。今後も順次追加し、最終的に約5万件を提供する予定としている。

なお、歴史的音源アーカイブ推進協議会(HiRAC)は、NHK、日本音楽著作権協会(JASRAC)、日本レコード協会などの6団体により、初期のレコードおよび原盤の劣化、散逸等による音源の喪失を防ぐことを目的として、2007年に設立されている。

## 2011年米国特許取得、IBM連続1位 日本企業ベスト10に6社

特許のデータベースや分析サービスを提供する米IFI CLAIMS Patent Servicesは1月11日、米国特許商標庁(USPTO)が認めた、2011年の米国特許取得件数の総数と民間企業トップ50を発表した。

2011年の米国特許取得件数の総数は、前年より2%増加し過去最多の22万4505件となったが、2010年は、USPTOの特許審査期間短縮の取組みの成果などで31%増だったことに比べると 小幅な伸びにとどまった。

企業別の1位は19年連続のIBMで、前年比5%増の6180件と初めて6000件を超えた。2位は前年と同じで8%増のサムスン電子(4894件)、3位は11%増で4位から上がったキヤノン(2821件)で、4位から10位は、パナソニック、東芝、マイクロソフト、ソニー、セイコーエプソン、鴻海精密工業、日立製作所となっている。

ベスト10のうち6社は日本企業で、いずれも前年と同じか順位をあげ台湾の鴻海が前年12位から9位と初めてベスト10入りしたのに対して、IBM以外の米国企業は、GE(前年15位→11位)、ブロードコム(21位→17位)などは順位を上げたが、マイクロソフト(3位→6位)、インテル(8位→16位)、HP(10位→14位)などが順位を下げ、ベスト10入りの企業が減少した。ベスト20の企業と件数は、以下の通りとなっている。

順位	件数	企業	順位	件数	企業
1	6180	IBM	11	1448	GE
2	4894	サムスン電子	12	1411	LG電子
3	2821	キヤノン	13	1391	富士通
4	2559	パナソニック	14	1308	HP
5	2483	東芝	15	1248	リコー
6	2311	マイクロソフト	16	1244	インテル
7	2286	ソニー	17	1164	ブロードコム
8	1533	セイコーエプソン	18	1095	GM
9	1514	鴻海精密工業	19	1005	ルネサスエレクトロニクス
10	1465	日立製作所	20	997	ホンダ

【参考】IFI Announces Top Global Companies Ranked By 2011 U.S. Patents  
<http://ificlaims.com/index.php?page=news&type=view&id=ifi-announces-top>

## 日本郵便「ゆうメール」 商標権侵害でDM配達時使用差止め、東京地裁

「ゆうメール」の呼称を、各戸への広告物配布などのサービスとして商標登録している「札幌メールサービス」が、日本郵政の郵便事業会社(日本郵便)を商標権侵害で提訴していた訴訟で、東京地裁は1月12日、商標権侵害を認めて、日本郵便に対してダイレクトメール(DM)などの広告物配達時の「ゆうメール」の名称の使用中止を命ずる判決を下した。なお、日本郵便は、即日控訴した。

札幌メールサービスは、2004年6月に「ゆうメール」を指定区分35、各戸に対する広告物の配布、広告、市場調査等で商標登録(登録番号478163号)しており、日本郵便による広告物の配達、商標権侵害にあたるとして、サービスの差止めを求めていた。なお、日本郵便も、2004年11月に「ゆうメール」を商標登録(登録番号4820232号)しているが、指定区分39、車両による輸送、郵便、メッセージ、小荷物の速配、メッセージの配達、物品の配達、新聞の配達などとなっている。

日本郵便は、「配達物は広告とは限らず、商標権侵害にはあたらない」と主張していたが、東京地裁の阿部正幸裁判長は、「広告の配達にも利用できる」と宣伝している、「広告を配達する場合は、両社のサービスの内容は類似しており、利用者が混同する恐れがある」として、広告物配達時の「ゆうメール」の名称の使用差止めを命じた。

## コダック、HTC、アップル、富士フィルム、サムスン電子 相次いで特許侵害提訴直後、破産法適用申請

経営不振に陥っていた米イーストマン・コダックは、年明け早々、米アップル、台湾HTC、富士フィルム、韓国サムスン電子を相次いで特許侵害で提訴していたが、1月19日ついに連邦破産法11条(日本の民事再生法相当)の適用をニューヨーク南部破産裁判所に申請したと発表した。米シティグループから総額9億5000万ドルのつなぎ融資を受け、業務は通常通り続けるとしている。

同社は1880年創業の名門企業で、写真用ロールフィルムを世界で初めて発売。1975年にはデジタルカメラも発明しているが、デジタル化には乗り遅れて業績が悪化していた。今後は裁判所の管理下で、保有特許の売却などで再建を進めるとみられている。

コダックは1月10日、デジタル画像関連の特許が侵害されたとしてアップルとHTCを米国国際貿易委員会(ITC)とニューヨーク州西部連邦地裁に提訴した。iPhoneやiPadが4件の、HTCのスマートフォンやタブレット端末が5件の米国特許を侵害していると主張して、輸入・販売の差止めや侵害の停止、損害賠償を求めている。なお、特許4件は共通で、残りの1件は2010年1月、アップルとRIMを提訴した特許。

同社は続いて、1月13日に富士フィルムを、1月18日にサムスン電子をデジタル画像関連の特許侵害でニューヨーク州西部連邦地裁に提訴した。富士フィルムのデジタルカメラ、サムスン電子のタブレット端末が、それぞれ5件の特許を侵害しているとして侵害の停止と損害賠償を求めている。サムスン電子提訴の特許はHTCと全て同じ、富士フィルム提訴の特許は、4件は異なるが、残りの1件(USP No. 6,292,218 “Electronic Camera For Initiating Capture of Still Images While Previewing Motion Images”)はアップルとRIMを提訴した特許である。

## その他

(1) 台湾の知財法院、現地企業の「讚岐」「さぬき」商標無効判決  
[http://news.braina.com/2011/1212/judge\\_20111212\\_001\\_.html](http://news.braina.com/2011/1212/judge_20111212_001_.html)

(2) 特許庁、「なるほど、日本の素敵な製品  
デザイン戦略と知的財産権の事例集」発行  
【詳細】「なるほど、・・・の事例集」の発行について  
[http://www.jpo.go.jp/torikumi/t\\_torikumi/tiikibrand.htm](http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/tiikibrand.htm)

(3) 特許庁、「がんばろう日本! 知的財産権活用企業事例集2011」発行  
【詳細】「がんばろう日本!・・・事例集2011」の発刊について  
<http://www.meti.go.jp/press/2011/12/20111213003/20111213003.html>

(4) ITC最終決定、HTCのアップル特許侵害認め4月から輸入販売差止め  
[http://news.braina.com/2011/1220/judge\\_20111220\\_003\\_.html](http://news.braina.com/2011/1220/judge_20111220_003_.html)

(5) 特許庁審判官、審査官各1名、審査特許企業の株取引で訓告処分  
[http://news.braina.com/2011/1227/judge\\_20111227\\_002\\_.html](http://news.braina.com/2011/1227/judge_20111227_002_.html)

(6) 特許庁、岩井良行長官の平成24年年頭所感を公表  
【詳細】平成24年年頭所感  
[http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=shoukai/choukan/h24\\_beginning\\_comment.htm](http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=shoukai/choukan/h24_beginning_comment.htm)

(7) 特許庁、平成23年特許法等の一部改正法の解説書を公表  
【詳細】平成23年法律改正(平成23年法律第63号)解説書  
[http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=shiryuu/hourei/kakokai/tokyo\\_kaisei23\\_63.htm](http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=shiryuu/hourei/kakokai/tokyo_kaisei23_63.htm)

(8) マイクロソフト、LG電子ともAndroid関連特許契約  
[http://news.braina.com/2012/0113/enter\\_20120113\\_001\\_.html](http://news.braina.com/2012/0113/enter_20120113_001_.html)

(9) 米議会で審査中のSOPA等オンライン著作権侵害防止法案に対し、ホワイトハウスが不支持を表明。Wikipediaの1日サービス停止等ネット企業の抗議行動もいっそう拡大。  
[http://news.braina.com/2012/0116/rule\\_20120116\\_001\\_.html](http://news.braina.com/2012/0116/rule_20120116_001_.html)  
[http://news.braina.com/2012/0119/rule\\_20120119\\_001\\_.html](http://news.braina.com/2012/0119/rule_20120119_001_.html)

## コラム

## 2012年もよろしくお願い申し上げます。

昨年(2011年)の12月9日、弊社の2012年度の経営計画発表会が行なわれました。

昨年は、新しく4名のスタッフが入社し、少しずつですが、お客様により良いサポートをさせていただけるように社内体制を整えています。

スタッフ一人一人の専門性を生かし、これからもお客様に満足していただけるように邁進してまいります。

2012年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

株式会社プライナ スタッフ一同



2012年度経営計画発表会  
(ご来賓の方々と一緒に撮影)